

第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画

施策分野	基本的方向性	施策番号	《今後の取り組み》項目	担当課等	令和2年度目標	令和2年度実施状況	達成度
生活支援の充実	情報提供・相談支援体制の充実	1	多様な手段による情報提供の充実	福祉課	障がい者の生活に関わる様々な情報を市民の誰もが手軽に入手することができるよう、市広報紙や市ホームページ等を活用し、情報提供を図る。	市民が手軽に情報を入力できるよう、市ホームページや市広報紙を活用し、必要な情報を適切な時期に提供することができた。	A
		2	相談支援体制の充実	福祉課	適正に対象者の障がい特性をアセスメントしてサービス提供が行えるよう、ネットワーク会議を開催し、各相談支援事業所等との連携強化を図る。また、研修会等を開催し、支援体制の充実を図る。	新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言のため、ネットワーク会議・研修会の開催は見送った。窓口での計画受け取りの際、基幹相談支援センターから相談支援事業所に対し、適宜指導を実施した。	B
		3	障がい者ケアマネジメント体制の拡充	福祉課	ネットワーク会議を開催し、各相談支援事業所等との連携強化を図る。また、研修会等を開催し、支援体制の充実を図る。障がい者のライフステージに応じた支援が提供できるよう、18歳（児童福祉法⇒障害者総合支援法）、65歳（障害者総合支援法⇒介護保険法）などの年齢到達時に、制度間の移行がスムーズに行えるよう関係機関と連携を密にする。	新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言のため、ネットワーク会議・研修会の開催は見送った。窓口での計画受け取りの際に基幹相談支援センターにより、事業所への指導を行った。個別の事例に関して介護保険課等関係機関と連携し、スムーズな移行を支援した。	B
		4	自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化	福祉課	自立支援協議会全体会を中心に、各部会を通して、障がい者支援の課題解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を行うとともに、関係機関等との連携強化を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響で、第1回自立支援協議会全体会は書面会議としたものの、第2回では、第6期宗像市障がい福祉計画等の策定に係る意見聴取を行うなど、市障がい者支援の中心機関としてその役割を担った。	A
	障がい福祉サービスの充実	5	介護給付及び自立訓練体制の充実	福祉課	事業所の指定や定員増の申請について、計画に位置付けられている事業量見込みに基づき、引き続き適正に判断し県知事に対して意見書を提出する。	障がい福祉計画の事業量見込みに基づき、4つの事業所に対して、就労継続支援A型、B型の事業所指定に関する意見書を作成した。	A
		6	短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実	福祉課	在宅で障がい者・障がい児を介護している家族が急病等で一時的に対応ができない時や一時的な休息のために安心して利用できるよう、必要なサービス量の確保と利用促進を図る。	サービスが必要な障がい者・障がい児に適切にサービス支給決定を行った。今年度決定者数：短期入所148人、日中一時支援事業87人（3月末時点）	A
		7	外出支援等の充実	福祉課	障がい者の社会参加を積極的に進めるため、移動支援の充実を図るとともに、福祉タクシー料金の助成を継続する。また、制度の周知に努める。	移動支援事業や福祉タクシー券の交付を通じて適切な支援を行った。移動支援決定者数46人（3月末時点）	A
		8	入所・入院から地域生活への移行に対応した支援体制の充実	福祉課	社会福祉協議会が行っているライフサポート事業などを活用し、地域移行を支える仕組みを充実させる。地域移行の進捗に合わせて、グループホームなど居住の場の提供支援を行うほか、自立生活援助事業の利用促進を行う。	必要に応じて、適切なサービスの支給やライフサポート事業等を活用しながら地域移行に関する支援を行った。また、居住の場の提供支援や自立生活援助事業の利用促進を行った。	A
		9	視覚・聴覚障がい者等へのコミュニケーション支援	福祉課	手話通訳者の派遣事業や日常生活用具給付等事業の情報・意思疎通支援用具を給付することでコミュニケーション支援を行う。	必要に応じて各事業の給付決定等を行った。今年度利用者数：手話通訳者等派遣事業26人（延べ人数）、日常生活用具給付事業（情報・意思疎通支援用具）36件（3月末時点）	A
	地域福祉の推進	10	地域に根ざした福祉活動の促進	社会福祉協議会	国の施策や宗像市、社会福祉協議会の諸計画に沿って、地域に根ざした福祉活動を促進する。	地域の「福祉会」や各種団体との連携、学校での福祉教育等を通じて、地域に根ざした福祉活動を実施した。	A
				コミュニティ協働推進課	人づくりでまちづくり事業補助金により地域福祉の推進に寄与する活動に対して支援を行う。必要に応じて行政テーマ型事業の募集について担当課と検討を行う。	令和2年度の人づくりでまちづくり事業補助金は、8団体に交付を決定し、その内、2団体が障がい福祉に関係する活動であった。	B
		11	ボランティア活動の促進	社会福祉協議会	各講座やV-netを活用し、市内におけるボランティア活動の促進を図るほか、広報紙やSNS、ポラセンだよりなどを活用した啓発活動を行う。	研修や「V-Net」を活用し、ボランティアとの連携を図った。さらに、広報紙やSNS等を通じ、障がい児者支援及び障がいへの理解啓発を行った。	A
12		スポーツ・文化芸術活動の促進	福祉課	市広報紙や市ホームページ等を活用し、障がい者に関連するイベント情報を紹介するほか、障がい者がスポーツ・文化芸術に触れる機会を確保する。	市ホームページや市広報紙を活用し、障がい者に関連するイベント情報の提供を行った。障害者週間にちなみ、12月には宗像ユリックスにて美術作品の展示を行った。	A	
	文化スポーツ課		市内小学校の特別支援学級、障がい者施設等を対象にした文化芸術ワークショップ等の取り組みを実施する。また、小中学校や福祉施設を訪問し、障がい者対象のスポーツ講座を実施し障がい者スポーツの啓発を行う。	コロナ禍における様々な社会活動の制限の影響を受け、「市内小学校の特別支援学級、障がい者施設等を対象にした文化芸術ワークショップの開催」及び「小中学校や福祉施設を訪問して行う障がい者対象のスポーツ講座」については実施できなかった。	E		

第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画

施策分野	基本的方向性	施策番号	《今後の取り組み》項目	担当課等	令和2年度目標	令和2年度実施状況	達成度
	防災対策の推進	13	平時からの備えと災害の基礎知識の啓発・広報	防災企画課	広報紙や自主防災組織長会議等を通じて、防災対策情報の提供を行うことで、災害知識の啓発に努める。	広報紙（6月、9月）や自主防災組織長会議で防災情報の提供を行った。また、広報配布の際に啓発チラシを全戸配布する等の啓発を実施した。	A
		14	避難行動要支援者名簿の整備と関係機関との連携	防災企画課	避難行動要支援者の避難計画について、自治会や行政の役割分担を精査し、要支援者の避難行動計画策定を進めていく。	自主防災組織や民生委員に対して、事業の説明や名簿の活用方法について周知・啓発を行った。	A
		15	あらゆる情報伝達手段の確保・充実	防災企画課	広報紙、市公式ホームページを通じて、防災に関する情報や気象情報等を提供する。併せて、緊急情報伝達システムやNET119への登録推進を行う。	広報紙、市公式ホームページでの防災情報の提供はもちろん、市公式LINEや緊急情報伝達システム、防災情報ダッシュボードを使って情報提供を行った。NET119への登録に関しても消防本部と連携して啓発講座等の場で啓発を行うことができた。	B
		16	自助・共助・公助が一体となった連携体制	防災企画課	広報紙や自主防災組織長会議等を通じて、防災対策情報の提供を行うことで自助・共助の活動推進に繋げる。併せて、地域と行政が更なる連携を進めることで自助共助公助が一体となった体制の構築に繋げる。	コロナ禍で大規模訓練ができなかったものの、人数を制限するなどし、各地区で防災訓練の実施をした。訓練を通して自主防災組織の役割等を説明して地域防災力向上に繋がる啓発を実施した。	A
		17	避難所の整備推進	防災企画課	自主防災組織に対して、避難所運営マニュアルの啓発を継続して行う。加えて、福祉避難所の開設に関する協定締結を増やしていく。	避難所運営マニュアル（コロナ感染症対策版）を新たに作成して、自主防災組織に展開しており、マニュアルに従った訓練も実施。また、福祉避難所開設の新規協定を締結することができた。加えて、三病院（宗像医師会、水光会病院、蜂須賀病院）との福祉避難所運営についても事前の協議通りに実施できた。	A
雇用・就業の促進	障がい者のための総合的な就労支援	18	事業主等への啓発・広報	福祉課 障害者就業・生活支援センターはまゆう	障害者の就労セミナー等への参画を促し、障害者雇用への理解と対応についての啓発を行う。 雇用率未達成企業を対象に講演を実施する。 宗像市商工会との連携を強化し、会員に向けた新しい施策を協議する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、計画していた事業を実施できなかった。事業については、次年度に繰り越し実施予定。	E
		19	就労移行支援や就労継続支援の利用促進	福祉課	適正にサービス提供が行われているかの確認のために、基幹型支援センターと連携しアセスメント・計画・担当者会議報告書・モニタリング報告書の確認を行う。	基幹相談支援センターと連携し、アセスメント・計画・担当者会議報告書・モニタリング報告書の確認を行った。適正なサービスの支給決定を行うことができた。	A
		20	就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実	福祉課 障害者就業・生活支援センターはまゆう	就労部会を開催し、各就労系サービス事業所や関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図る。積極的に情報交換を行いながら、計画的に就労支援を進めていく。	新型コロナウイルス感染症の影響により、就労セミナーを除き、一部事業は実施することができた。 特に要望の強かった勉強会は、万全な対策の元で実施することができた。	B
				人事課	市役所の職場において、知的障がい者を1年以内の期間を単位として短期雇用し、1年から3年の業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現をはかるチャレンジ雇用を継続する。	知的障がいのある職員を1名チャレンジ雇用にて雇用した。その後の就労につながるよう、日々の業務記録の作成やパソコンの入力業務など本人の業務経験の向上に資する業務を選定する等の支援を行った。	A
		21	就労定着支援の充実	福祉課 障害者就業・生活支援センターはまゆう	就労定着支援事業に関して、各関係機関と連携し情報共有を図る。利用者本人・家族・企業からの聞き取りを充実させる。電話や来所による相談を行い、企業へは対象者の状況によって頻度を変えて訪問する。	就労定着支援事業を行っている事業所との連携はスムーズにとれていた。コロナウイルス感染症の影響により、一時的に来所や訪問を自粛しなければならぬ期間はあったが、ご本人、ご家族、企業、支援担当者それぞれから聞き取りを行い、電話・来所・訪問による定着支援が適正に行われた。	A
		22	障がい者就労施設等への支援	福祉課	障がい者就労施設等の工賃向上のため、庁内及び関係各所において障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組み、あわせて「宗像まごころ市」の出店を支援する。	障がい者の工賃を増やすため優先調達方針を基に、庁内及び関係各所において物品等の発注拡大に取り組んだ。「宗像まごころ市」のイベント出店についてはコロナウイルス感染症の影響で実施できなかった。	C
生活環境の整備	リア1フリ道路・公共施設のバ	23	公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進	施設整備課	道路等の整備事業においては、適宜バリアフリー化を検討・実施する。	市道福岡10号線の歩道整備を実施したが、歩道を連続できていないため、一部課題が残った。	B
				維持管理課	道路等の補修・整備事業においては、適宜バリアフリー化を検討・実施する。	一定区間をバリアフリー化する工事は無かったが、補修等で段差の解消を図る対策を行った。	A
				建築課	公共建築工事関連事業においては、適宜バリアフリー化を検討・実施する。	公共建築関連工事において、バリアフリー化が必要な事業は無かったが、適宜バリアフリー化の視点を持ち各種協議や検討を行った。	A
		24	福祉のまちづくりのための啓発活動の充実	福祉課	福祉のまちづくりがすべての人々にとって暮らしやすい街づくりであることの啓発に努める。また、障がいのない人の無理解やマナー違反による社会生活上のバリアがなくなるように啓発に努める。	障がい者が不当な差別や扱いを受けないことを規定した障害者差別解消法を市広報等で紹介し、啓発に努めた。	A
		25	「ふくおかまごころ駐車場制度」の普及促進	福祉課	「ふくおかまごころ駐車場制度」の周知、利用の促進を図り、障がい者が安心かつ安全に駐車場を利用できるよう支援する。	啓発チラシを窓口にて紹介したり、障がい者すこやかガイドブックを活用し、制度の周知を行った。	A

第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画

施策分野	基本的方向性	施策番号	《今後の取り組み》項目	担当課等	令和2年度目標	令和2年度実施状況	達成度
	便2性公の共向交上通機関の利	26	利用しやすい公共交通体系の構築	交通対策課	公共交通体系の維持に努めながら、関係事業者へ交通環境の改善にむけた働きかけを行っていくとともに、路線廃止に伴う代替策を検討する。また、路線バスの運行事業者に対して、バリアフリー車両の積極的な導入を要望していく。	令和3年3月末で廃止された路線バス（日の里線）の代替交通手段として、同月、A活用型オンデマンドバス（のるーと）の実証運行を始めた。また、福岡県地域交通体系整備促進協議会を通じて、路線バスの運行事業者にバリアフリー車両の積極的な導入や待合環境の整備・改善を要望した。	A
		27	ふれあいバス、コミュニティバスの利便性の向上	交通対策課	路線等改定のもととなる地域要望の集約を各コミュニティ地区に働きかけるとともに、利用者からの意見を対象地区に伝えていく。	各地区コミュニティ運営協議会を通じて路線等の改定のもととなる地域要望を収集した。	A
4	障がい者理解の促進と権利擁護の推進	28	市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実	福祉課	国・県などの啓発パンフレット、市広報紙やホームページ等を利用し、障がい者への理解の促進を図る。	市広報紙や市ホームページのほか、国や県が作成した啓発パンフレットやポスター等を窓口等に設置し、障がい者への理解促進を図った。	A
				社会福祉協議会	社協だよりやSNS、障害者生活支援センターが発行する情報紙「すまいる」を通じて、障がい福祉に関する情報提供や啓発を図る。	社協だよりやピアサポートだより「すまいる」、SNS等を活用して、障がい福祉に関するサービスや社会資源、ピア事業、宗像市障害者自立支援協議会の会議報告といった情報提供や啓発を行った。	A
		29	「障害者週間」等の周知	福祉課	「障害者週間（12月3日～9日）」、「障害者の日（12月9日）」及び「障害者雇用支援月間（9月）」に関して、市広報紙やホームページ等を通じて周知に努める。	市広報紙や市ホームページのほか、国や県が作成した啓発パンフレットやポスター等を窓口等に設置したほか、12月には障害者美術作品展や街頭啓発を行い、障がい者への理解促進を図った。	A
		30	学校教育における人権教育・福祉教育の充実	教育政策課	道徳科の学習指導等を中心に教育活動全体で道徳教育を推進し、児童生徒の道徳的価値についての新たな気づきや理解の質の向上を図る。また、各種研修等をとおして、教職員の資質向上を図り、人権教育・福祉教育を推進する。	道徳科の学習指導において、身近な人権に関する教材やコロナウイルス感染に係る人権課題を取り扱うことで、児童生徒の人権に関する理解を深めることができた。また、教員に対しては、道徳教育推進教員を中心に各校で「特別の教科道徳」の授業づくりや評価についての理解を深めた。また、社会福祉協議会の事業等と関連付けながら、教育活動全体で道徳教育の推進を図った。	A
				社会福祉協議会	第3次福祉教育推進計画に基づき、学校における福祉教育を推進する。	社会福祉協議会が実施する福祉学習において、障がいのある人との交流や体験活動を通じて、障がい理解及び福祉教育の充実を図った。	A
		31	障がい者就労施設等の製品の展示・販売等の実施	福祉課	「宗像まごころ市」の継続実施を通じて、地域の中で障がいに対するさらなる理解を深めるため、啓発・広報や新規出店イベントの開拓など、より充実した取組を実施する。	福祉売店「ハートループ」を通じた製品の販売を行い、障がいへの理解を深めた。「宗像まごころ市」を通じたイベントへの出店はコロナウイルス感染症の影響もあり実施できなかった。	C
		32	障がい者差別解消の推進	福祉課	障害者差別事案が発生した際には、基幹相談支援センターと連携し、事実確認を行い、必要に応じて障害者差別解消推進会議や権利擁護部会を開催する。今後も年に一回は会議開催し、庁舎内横断的に情報共有を図り、差別事例に対しての対応を行う。	障害者差別事案として、事実確認を行った例はなかった。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議の開催も見送った。	E
2	権利擁護の推進	33	障がい者への虐待防止	福祉課・社会福祉協議会	虐待防止研修会を開催するとともに、障害者虐待事案が発生した際には、障害者虐待防止センターと連携し、事実確認を行い、再発を防止する。また、障害者虐待防止法と宗像市障害者虐待防止センターの周知・啓発に努める。県主催の研修会等を活用し、虐待防止センター職員の資質の向上を図る。	入所系施設に訪問し、障害者虐待防止に関する啓発を実施した。県主催の研修会等に参加し、職員の資質向上を図った。また、障害者虐待事案の発生に関し、障害者虐待防止センターと連携し、迅速かつ適切な対応を行った（通報：6件、事実確認：12件、虐待判断：4件、相談等：2件）。	A
				福祉課	自立支援協議会権利擁護部会を開催し、障害者の差別解消や権利擁護に取り組む。成年後見制度利用促進について検討する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた会議開催を見送った。	E
		34	障がい者の権利擁護の充実	社会福祉協議会	社会福祉協議会が行う法人後見事業の適切な運営を行うとともに、成年後見制度利用促進に向けた取組についても検討を行い、市全体の権利擁護支援の充実を図る。	社会福祉協議会が実施するライフサポート事業及び日常生活自立支援事業と連携し、障がい者の日常生活における権利擁護支援の充実を図った。また、社会福祉協議会が実施する法人後見については、2件の申請があり、運営委員会を通じて支援を行った。	A

第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画

施策分野	基本的方向性	施策番号	《今後の取り組み》項目	担当課等	令和2年度目標	令和2年度実施状況	達成度		
5	障がい児の相談支援及び発達支援の充実	35	児童発達支援の充実	福祉課	自立支援協議会の生活部会(児童関係)を活用し、提供するサービスの質の向上・充実を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年に比べると開催数は減少したが、生活部会をオンライン形式で2回(児童関係:2回)開催するなどし、必要な情報の共有を図った。	B		
				子ども支援課	発達に支援が必要な子どもとその保護者が、地域で安心して生活できるよう関係機関と連携した相談支援を行う。	・乳幼児から小・中・義務教育学校までの子どもの成長・発達や育児の悩み、学習の苦手さや友だちとの関係などに関する相談に、面談や電話等で2,263件対応した。	A		
		36	乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	子ども家庭課	各種母子保健事業を通して、関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもへの早期支援が行えるようにする。	乳幼児健診や育児教室等を通して、子ども支援課発達支援室等と連携を図りながら、支援が必要な子どもを早期に把握し、支援を行った。 1歳6か月・3歳健診での発達相談件数:220件 たんぽぽルーム:16回開催・実参加26組(延125組)	A		
		37	療育・教育相談・就学支援に関する広報の充実	子ども支援課	市内保育施設、小中学校等関係機関との連携、広報紙やホームページ等を活用した広報を行う	市ホームページやパンフレット等で子どもの発達支援の取り組みを紹介した。また、発達支援に関する市民啓発講演会を2月28日に開催し、80人ほどの参加があった。「講師:小川弓子 テーマ「発達障がいをもつ子どもの理解と支援」	A		
				教育政策課	保育所、幼稚園、認定こども園を通して、就学時の健康診断の周知を図り、適正な就学を図る。 また、就学前児の保護者を対象とした巡回教育相談等の広報を行う。	保育所、幼稚園、認定こども園に対して、就学時の健康診断の周知を行い、就学前児が適正に就学できるよう支援を行った。 就学前児の保護者を対象とした巡回教育相談等について、園長会での周知や市ホームページでの広報を行った。	A		
		38	個々の特性とライフステージに応じた療育支援等の実践	子ども支援課	就学前の児童を対象に、療育施設「のぞみ園」で個々の課題に応じた療育を行う	就学前の児童を対象に、のぞみ園で個別の利用支援計画を作成し、課題に応じた療育と保護者支援を行った。(利用登録数:183人)	A		
		39	医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援の充実	福祉課	医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが必要な支援を受けられるよう、国、県や医療機関等関係機関との連携・情報共有を図りながら支援体制の強化に努める。	9月に発生した台風10号の際、整備を進めている医療型福祉避難所1か所(医師会病院)が、医療的ケアを必要とする障がい児2名を受け入れることができた。 今後は、市だけでなく、県や医療機関等関係機関と連携し、医療的ケアを必要とする障がい児の支援を充実させる。	A		
		40	放課後等デイサービスの充実	福祉課	必要に応じて、適切に放課後等デイサービスの支給決定を行う。会議等を通して関係事業所との連携強化と的確な情報提供を行う。	必要に応じて、適切なサービスの支給決定を行った。また、放課後等デイサービス連携会議を通して、関係事業所と連携を図り、サービス内容と質の充実を図った。放課後等デイサービス決定者数:345人(3月末時点)	A		
		2	障がい児の教育支援の充実	41	教育支援体制の充実	教育政策課	就学に関する悩みや不安を持つ保護者を対象に教育支援委員会を開催し、児童生徒が最適な学習の場に就学するための支援を行う。	年間14回の教育支援委員会(就学相談)を実施し、216件の就学相談において、児童生徒にとって最適な学習の場を総合的に判断した。	A
				42	個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の実践	教育政策課	校内委員会でこまめな情報交換を行い、関係機関と連携して、児童生徒の状況に応じた切れ目のない支援を行う。	全校で特別支援校内委員会を定期的に開催することができた。また、市役所内や外部の関係機関との連携を推進したり、小中学校の連携を推進することで児童生徒に対する切れ目のない有効な支援を共有することができた。	A
						子ども支援課	就学前の児童を対象に、療育施設「のぞみ園」で個々の課題に応じた療育を行う	就学前の児童を対象に、のぞみ園で個別の利用支援計画を作成し、課題に応じた療育と保護者支援を行った。(利用登録数:183人)	A
				43	教職員の資質の向上と支援体制の充実	教育政策課	研修会の実施や特別支援教育アドバイザーの派遣により、特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の充実と教職員の資質向上を図る。	特別支援教育コーディネーター研修会や、通級指導教室担当者連絡会などを通して、特別支援教育推進の核となる人材の育成に取り組むことができた。また、校長研修会や教頭研修会等で校内体制に係る研修を実施し、支援体制充実を図ることができた。	A
44	教育環境の整備	教育政策課	特別支援教育における教育の情報化を推進するため、ICT環境を整備する。	特別支援学級も含め、市立学校の全ての児童生徒に1人1台のタブレット端末を整備した。	A				
		学校管理課	児童生徒の状況に応じて、必要な施設や設備の整備・改修を行う。	特別支援学級の増加に伴い、教室の整備や備品の購入を行った。	A				

内 容	達成度	区分
十分達成している	90%以上	A
ある程度達成しているが一部課題が残る	70~90%未満	B
達成が不十分であり改善を要する	50~70%未満	C
見直しを要する	50%未満	D
非該当	年度内事業なし	E